

**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第219号）（概要）**

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、労働者災害補償保険法施行令（昭和52年政令第33号。以下「労災令」という。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和47年政令第46号。以下「徴収令」という。）その他関係政令について所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

改正法により、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）が改正され、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とした負傷、疾病、障害又は死亡（以下「複数業務要因災害」という。）に関する保険給付が新設（労災法第7条第1項第2号）されたことを受けて、以下の改正を行う。

（1）労災令関係

複数事業労働者に係る保険給付についても、労災法別表第1に規定する同一の事由により支給される厚生年金保険法等に基づく年金たる給付との間で必要な併給調整を行うため、所要の改正を行う。

（2）徴収令関係

複数事業労働者に係る保険給付についても、保険給付に要する費用の予想額の算定の基礎となる事項として、複数業務要因災害に関する保険給付の受給者数及び平均受給期間を考慮するとともに、労災保険率の算定に当たって複数業務要因災害に係る災害率を考慮する等の所要の改正を行うこととする。

（3）行政手続法施行令（平成6年政令第265号。以下「行手令」という。）関係

- 行手令第4条第1項第4号及び第10号では、意見公募手続を実施することを要しない命令等として、労災法及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の各規定による命令等が規定されている。
- 上記法律のうち、改正法により新設された条項についても、意見公募手続を実施することを要しない命令等の対象にする必要があるため、所要の改正を行うこととする。

（4）その他

所要の規定の整備を行う。

3 根拠条文

- ・ 労災法第 14 条第 2 項及び法別表第 1
- ・ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 12 条第 2 項
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 7、第 21 条の 5 の 31 及び第 24 条の 22
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 12 条
- ・ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 86 条第 2 項、第 89 条及び第 100 条第 4 項
- ・ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 14 条第 2 項第 3 号
- ・ 雇用保険法第 37 条第 8 項
- ・ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 13 条の 2
- ・ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 3 条第 3 項第 2 号
- ・ 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 36 年法律第 140 号）附則第 19 項
- ・ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 4 号
- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 20 条
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 7 条
- ・ 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 45 条第 2 項
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 5 条第 4 項

4 施行期日等

公布日：令和 2 年 7 月 8 日

施行期日：改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日

（2 の（3）のうち、雇用保険法に係るものは令和 4 年 4 月 1 日）